

議 案 第 138 号

債権の放棄について（建設局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 債 務 者 | 宮崎県延岡市稲葉崎町 5 丁目716番地46
安永 千晴 |
| 2 | 債 権 の 内 容 | 給与の過払による返還金に係る債権 |
| 3 | 放棄する債権の額 | 金88,879円及びこのうち金88,859円に対する遅延損害金 |
| 4 | 放 棄 の 理 由 | 債務者が破産しており、当該債権の弁済を受けることができ
る見込みがないため |

平成30年 9 月12日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

給与の過払による返還金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。